

信用格付を付与するために用いる方法の概要（証券化商品）

フィッチ・レーティングス（フィッチ）では、案件の契約条項に従って、投資家に対して全額支払が履行されるか否かを評価するうえで、証券化商品（ストラクチャード・ファイナンス、SF）の基本となる以下の5つの観点を重視する。この5つの観点のすべてが、案件の信用特性を形成し、格付意見を決定するうえでの主要な要素となる。

- 法的構造
- 資産の質
- 信用補完
- 財務ストラクチャー
- オリジネーターおよびサービサーの質

案件の財務ストラクチャー評価の一環としては、デリバティブ、銀行口座および金融保証に関するカウンターパーティへの依存度を分析する。これは、カウンターパーティへの依存によって、証券化対象となる資産プール以外の信用エクスポージャーにもさらされるためである。裏付けとなる組織や保証提供者の信用力に依拠する SF 案件の信用リスクは、ストラクチャー上のリスク緩和手段がある場合を除き、通常、当該組織等の信用力にリンクすることとなる。オリジネーターおよびサービサーの質の評価においては、資産プールのオリジネーター、サービサーまたはアセット・マネージャーが、当該案件の契約文書に従って責務を果たす能力の分析が含まれる。これは、これら当事者の能力が裏付担保のパフォーマンスに影響を及ぼすためである。

フィッチでは、案件に格付を付与した後、当該証券の全額償還または格付の取り下げまでの間、所定のサーベイランス・プロセスを通じて、案件のパフォーマンスをモニタリングする。

本格付基準において論じられる原則は、住宅ローン担保証券（RMBS）、商業用不動産ローン担保証券（CMBS）、資産担保証券（ABS）、ストラクチャード・クレジット（SC）案件を始めとする SF の資産クラス全体に適用される。本格付基準は、すべての SF 案件に適用される包括的な枠組みを提供し、フィッチが公表する資産クラス別の詳細な格付基準を補完する。フィッチは、当該原則のうち補足または不適用とする扱いを要する場合は、必要に応じて、資産クラス別の格付基準レポートにおいて説明する。

本格付方法の詳細については、「Global Structured Finance Rating Criteria」（2011年8月4日付格付基準レポート、和文名は「ストラクチャード・ファイナンスの包括格付基準」）をご覧ください。